

浜松市規則第 16 号

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 13 年浜松市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（医療保健業務手当）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第 5 条第 1 項第 3 号の規則で定める機関は、<u>障害保健福祉課</u>とする。</p> <p>（有害物取扱手当）</p> <p>第 5 条 条例第 6 条第 1 項の規則で定める職員は、佐久間病院若しくは夜間救急室に勤務する職員のうち衛生検査の業務に従事するもの、保健環境研究所、生活衛生課、保健所浜北支所若しくは廃棄物処理施設課に勤務する職員、平和清掃事業所若しくは天竜清掃事業所に勤務する職員のうち水質等の検査業務に従事するもの又は動物愛護教育センターに勤務する職員のうち処分業務に従事するものとする。</p>	<p>（医療保健業務手当）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第 5 条第 1 項第 3 号の規則で定める機関は、<u>障害者支援課</u>とする。</p> <p>（有害物取扱手当）</p> <p>第 5 条 条例第 6 条第 1 項の規則で定める職員は、佐久間病院若しくは夜間救急室に勤務する職員のうち衛生検査の業務に従事するもの、保健環境研究所、<u>感染症対策課</u>、生活衛生課、保健所浜北支所若しくは廃棄物処理施設課に勤務する職員、平和清掃事業所若しくは天竜清掃事業所に勤務する職員のうち水質等の検査業務に従事するもの又は動物愛護教育センターに勤務する職員のうち処分業務に従事するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（あらまし）

この規則は、令和 8 年度組織改正に伴う所要の整備を行うものです。